

(配布先)

事務連絡(2023-05)

令和5年5月15日

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任

関西支店 安全環境部長

フラットデッキの崩落防止について(指示)

今年度に入り当社他部門の作業所において、次のとおりフラットデッキの崩落事案が連続して発生しました。

- ・4月13日(木)：コンクリートホッパーで打設していたコンクリートにより13階から5階までのフラットデッキが崩落(別紙1参照)
- ・5月8日(月)：バー型スパーサーを載せた台車を走行させた際、10階と9階のフラットデッキが崩落(別紙2参照)

いずれの事案も、積載荷重に加え衝撃荷重が集中的に作用したことによりフラットデッキが崩落したものであり、幸いヒヤリハットで済みましたが、人災になると法違反を問われかねない事案です。(別紙3参照)

つきましては、同種事案の再発防止のため、下記事項の徹底を作業所関係者に周知するよう指示します。

記

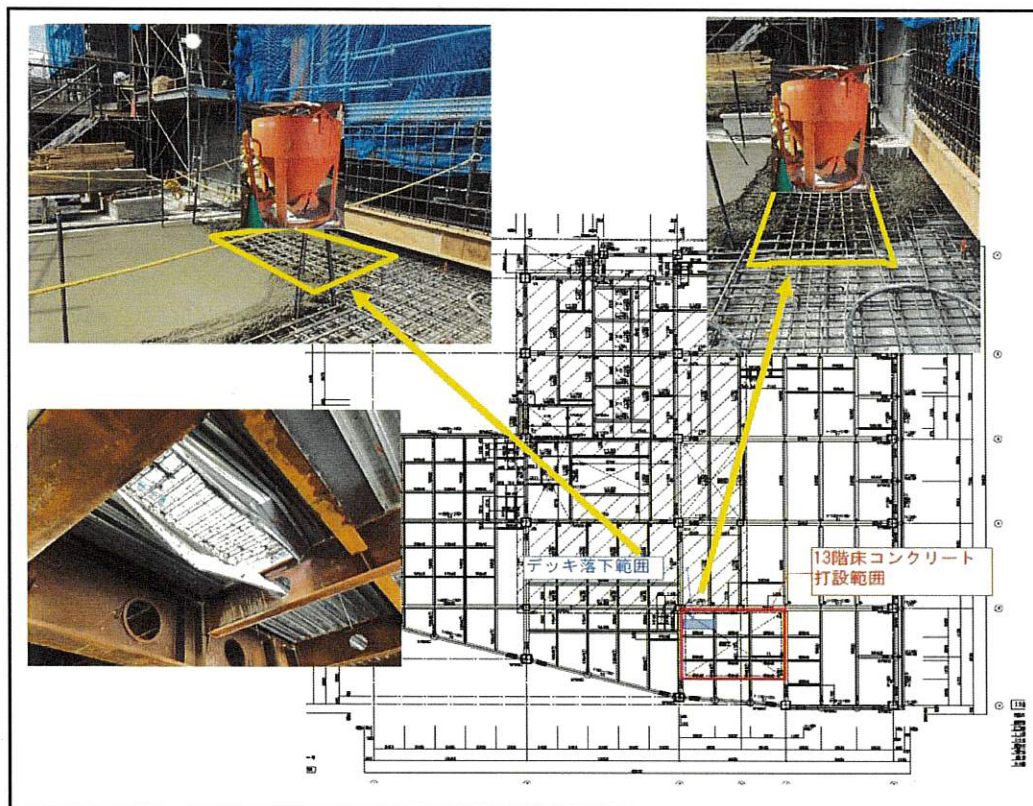
1. フラットデッキを使用したコンクリート打設作業については、過大な荷重が作用しない打設方法によること。
2. フラットデッキを通路等として使用する場合には、その使用制限について現地に見える化し、作業者に周知のうえ使用させること。
3. フラットデッキの使用について疑義がある場合には、メーカーに問い合わせるなど、安全な使用方法を確認すること。

※この事務連絡は、事務連絡 23-06(令和5年5月11日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上

(飛来・落下) コンクリート打設中にフラットデッキが崩落

◇ 発生日時： 2023年4月13日 (木) 午前10:30分頃

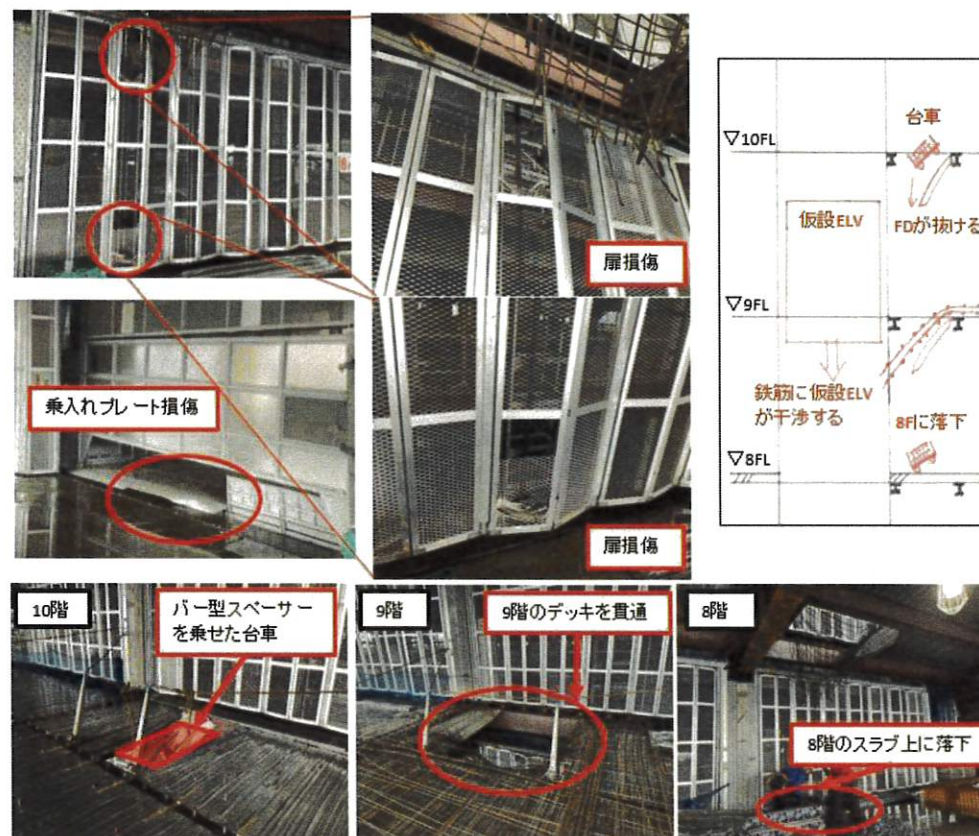


【発生状況】

屋上スラブ上(13階)でコンクリートホッパー(2m³積)にてコンクリートをスラブ上へ流し込む作業(高さ500mmから落とす)をしている最中に、鋼製デッキプレート型枠(フラットデッキ)が、コンクリートの打設荷重(コンクリート重量)に耐えられずデッキプレートが外れてしまった。また、同時に下階へ落下したコンクリートが12階から5階まで順次落下した。※12階～5階までのデッキプレートも落下してきたコンクリートの衝撃で外れてしまった(もしくは下階へ落下した)。

(飛来・落下) バー型スパーサーを載せた台車を走行させたフラットデッキが崩落

◇ 発生日時： 2023年5月8日 (月) 午前10:00分頃



【発生状況】

現場北東部の仮設エレベーター4号機においてバー型スパーサー(約900kg)を10Fに揚重中、当該荷台から10Fフラットデッキ上にバー型スパーサーを荷降ろしする際に台車に載せたまま移動させたところ、台車の車輪に集中荷重がかかり、10Fのフラットデッキが耐えきれずに台車ごと抜け落ち、下部9Fのフラットデッキも同様に抜け落ちた。

労働安全衛生法 第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 略

【別紙1 関係】

労働安全衛生規則 第四編 特別規制 第一章 特定元方事業者等に関する特別規制

(型わく支保工についての措置)

第六百四十六条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章(第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。)に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

労働安全衛生規則 第二編 第三章 型わく支保工

(型わく支保工の構造)

第二百三十九条 事業者は、型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設の方法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使用してはならない。

【別紙2 関係】

労働安全衛生規則 第四編 特別規制 第一章 特定元方事業者等に関する特別規制

(架設通路についての措置)

第六百五十四条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

労働安全衛生規則 第二編 第十章 通路、足場等

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 丈夫な構造とすること。

以下、略